

神戸地区防犯委員会規約

(名称)

第1条 この会は、神戸地区防犯委員会(以下「会」という。)という。

(目的)

第2条 この会は、神戸地区内における犯罪防止のための諸活動を推進するとともに、青少年(幼児、児童を含む)の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防犯に関する情報収集と必要があれば警察署等への通報に関すること。
- (2) 各地区及び団体との情報交換に関すること。
- (3) 犯罪予防のための広報活動及び巡回活動に関すること。
- (4) 青少年(幼児、児童を含む)を犯罪から守るための地域環境づくりに関すること。
- (5) その他この会の目的達成に関すること。

(組織及び会員)

第4条 この会の会員は、神戸地区住民自治協議会役員及び各自治会長が委嘱した者、神戸保育所長、神戸小学校長、神戸警察官駐在所警察官をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 1名
- (4) 顧問 若干名

(役員を選出)

第6条 この会の役員は、全体会において選出される。

2 班長は、前項の規定にかかわらず、市民センター長があたる。

3 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 班長は、庶務及び会計を担当するとともに、情報の連絡にあたる。
- (4) 顧問は、会長の要請によりその諮問に応じる。

(会員及び役員の仕事)

第8条 この会の会員及び役員の仕事は、第4条の役職の在任期間とする。

2 会員に欠員が生じた場合は、後任の者を選考委嘱する。この場合、後任の会員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員に欠員が生じた場合は、全体会に諮り補充する。ただし、当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 この会に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

2 全体会は、会員全体をもって構成し、毎年1回開催し、この会の事業、運営及び執行について決定するとともに、会長が必要と認めたときに、臨時にこれを召集することができる。

3 役員会は、会長、副会長、班長をもって構成し、事業及び活動について計画を立てるとともに、緊急を要する事案について処理する。

4 会議の議長は、会長が務める。

(経費)

第10条 この会の経費は、必要に応じて神戸地区住民自治協議会からの助成金等をもって充てる。

(事業及び会計年度)

第11条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、会務に必要な事項は、役員会に諮り、会長がこれを別に定めることができる。

附則

この規約は、平成14年7月22日より実施する。

この規約は、平成21年6月16日より実施する。

この規約は、平成22年7月21日より実施する。

この規約は、平成23年9月15日より実施する。